

平成 22 年度 P E T ボトルの再商品化事業者の入札選定方法および 選定結果の連絡方法について

入札選定の方法及び選定結果の連絡方法は以下のとおりです。

I. 再商品化事業者の選定方法

1. 入札の対象

保管施設ごとの単年度入札とする。

原則として、市町村・一部事務組合別に各々の 1 保管施設について 1 再商品化事業者落札とする。

2. 再商品化事業者の落札可能量

再生処理施設の査定能力から入札時に申告される当協会委託外の再生処理計画量を減算した量を再商品化事業者の落札可能量とする。

各再商品化事業者の査定能力については、平成 21 年 12 月末日までに当該再商品化事業者に通知します。

3. 落札事業者の決定

保管施設ごとに、4. 以下の取り扱いを行い、入札価格の最も安い再商品化事業者を落札事業者とする。

ただし、同一保管施設において、モノマー化により飲料用ペットボトル原料へ再商品化する事業者（B to B 事業者）とフレーク又はペレットへ再商品化する事業者（マテリアル事業者）が競合した場合は、双方の入札価格の千円未満を四捨五入した価格を比較することとし、その際、B to B 事業者とマテリアル事業者が同じ価格で、かつ、それらが最も安い価格と認められた場合は、B to B 事業者を落札事業者とする。

なお、その場合においても、容リ協会が委託する再商品化委託価格については、当初の入札価格（四捨五入前の金額）とする。

4. 入札価格が同一の場合の取扱い

同一保管施設において、入札価格の最も安い再商品化事業者が複数存在する場合、下記①②③の優先順位で入札条件を比較し、落札事業者を決定する。

- ① 再生処理施設が当該保管施設から最も近いこと。
- ② 再商品化率が最も高いこと。
- ③ 当該保管施設について、再商品化に関する契約実績があること。契約実績がある事業者間の比較になる場合には、最も近い年度の契約実績があること。

5. 個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合の取扱い
個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合には、個々の再商品化事業者について、下記①②③の優先順位で落札保管施設を決定する。
 - ① 入札事業者が単数の保管施設
 - ② 落札価格の安い保管施設
 - ③ 落札価格が同じである場合には、その再生処理施設に近い保管施設。ただし、当該事業者の落札可能量にできるだけ近づける趣旨で、上記優先順位にかかわらず全一番札の中から落札保管施設を選択することがある。
6. 第5項により当初の一番札で落札されない保管施設が生じた場合の取扱い
当初の一番札を除外した上で、第4項および第5項を適用する。この場合、第5項については、一番札を二番札と読み替える。それでもなお落札されない保管施設が生じる場合には、三番札以下、同様の手順を繰り返す。
7. 社会通念上問題とされる著しく不合理な価格の入札札は入札選定において除外する。
8. 入札事業者がなかった保管施設または上記手順で落札事業者が決定しなかった保管施設および入札後に引取り申し込みを受け受託した保管施設については、再商品化事業者の立地、再商品化能力、価格等を勘案のうえ、指名競争入札により落札事業者を決定する。(ただし、入札対象量等により上記手順が不相当と判断される場合には、この限りではない。)

II. 選定結果の連絡方法

選定結果は、落札した保管施設のある事業者に対し、電子メールにて、落札した保管施設をお知らせします。また、落札した保管施設のない事業者に対しても、電子メールにてその旨をお知らせします。(再生処理事業者宛)

なお、保管施設ごとの落札状況については、平成22年4月に当協会のホームページにて公表します。

以上